

令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業実施要綱（案）

第1 事業の目的

この事業は、里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親制度等」という。）並びに特別養子縁組制度及び養子縁組民間あっせん機関（以下「特別養子縁組制度等」という。）について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人（以下「里親登録者等」という。）を増やすことを目的とする。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、〇〇〇（以下「実施団体」という。）とする。

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第3 事業の内容

実施団体は、里親制度等及び特別養子縁組制度等について、最終的に里親登録者等を増やすため、効果的な広報戦略やメディア戦略に関する企画提案を行い、里親制度等及び特別養子縁組制度等の広報啓発事業を実施すること。ただし、この2つの制度は目的が異なっており広報啓発の対象者が一致するとは限らないため、必ずしも一体的に実施するものではない。

また、事業実施後は、※※※※（子ども家庭庁所管課）（以下「※※※※（子ども家庭庁所管課）」という。）に実施した広報啓発活動の内容や効果等について報告すること。

〈実施する事業〉

里親制度等の広報啓発事業

特別養子縁組制度等の広報啓発事業

2つの制度についてそれぞれ下記の1および2の①から③までを必須とし、2の④については任意で実施する事項である。

広報啓発の手法については、従来のように社会全体の制度の認知向上を目指すのではなく最終的に里親登録者等を増やすことに主眼を置き、特に、1の特設サイトにて里親制度であれば潜在的な担い手の関心のステージに応じて、里親になることを具体的に検討し、里親登録を後押しするような適切な情報提供を行うなど、サイトを主軸に戦略的にターゲット層ごとに適したコンテンツの提供を行い、その他適切な広報媒体を補完的に活用した広報を展開する。

また、実施期間については事業開始から年度末まで継続的に実施すること。ただし、里親制度等の広報啓発事業については、特に里親月間である10月に集中的に実施し、特別養子縁組制度等の広報啓発事業については必要に応じて集中的に実施するかを検討すること。

なお、所要額を積算する際は、下記の1および2の①から④について計上すること。

#### 1 特設サイトの制作による広報啓発活動

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、それぞれの特設サイトを制作し、里親登録者等を増やすことに主眼をおいた広報啓発を行うこと。この特設サイトについては、広報啓発の中心的な役割を担うものとして、2の①から③までの活動でアクセスを誘導し、特に具体的に制度に関心がある人が、里親登録者や養親希望者となるきっかけとなるための情報を、関心度に応じて掲載することで里親登録者及び養親希望者を増やすための構成とすること。また、自治体における里親制度等や特別養子縁組制度等を紹介するホームページへのリンクを掲載したページを作成し、興味を持った人がそのまま自治体に繋がることのできるような工夫を取り入れること。

なお、当該特設サイトのデータについては事業終了後はこども家庭庁のホームページに掲載する予定であるので事業終了に合わせて※※※※に引き継ぐこと。

#### 2 特設サイトにつなげるなど里親のなり手を増やすための広報の実施

##### ① インターネットを活用した広報啓発活動

インターネットを活用した様々な媒体で広報啓発活動を実施すること。その際、広報ごとにターゲット層を絞り、ターゲット層の関心のステージに応じて適したコンテンツを提供し、戦略的に広報を展開するとともに1の特設サイトへのアクセスにつなげること

(例)

- ・特にLINE 広告など、月間アクティブユーザーが多い広告媒体を活用した広報啓発活動
- ・YouTube、Tver、Abema等の動画配信サイトの動画広告を活用した広報
- ・Twitter、Facebook、Youtube等のSNS等を活用した広報

##### ② ポスター及びリーフレットの制作による広報啓発活動

ポスター及びリーフレットを制作し、全国の自治体に配布する広報啓発活動を実施すること。この際に、単に成果物を自治体に配布するのではなく、成果物が効果的に活用されるようアンケートの実施や、広報に関するノウハウの提供を併せて行うこと。

また、ポスター及びリーフレットのデザインデータについて、自治体における広報啓発活動で活用できるよう提供すること。その方法は1の特設サイトに電子媒体をダウンロードできるページを設ける等の方法で行うこと。

- ③ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下、都道府県等）と連携した広報  
都道府県等と連携し、自治体の提案を取り入れた広報を実施すること。  
事業者は、具体的に里親登録者等の増加につながるための広報案を提案したうえで、広報を希望する都道府県等を募集。優れた連携の提案をした都道府県等を選定し、実施すること。

（例）

- ・ 里親に委託された経験のある元委託児童との座談会
- ・ 地域での里親との交流イベント
- ・ 社会的養護下にある子どもとの関わり体験

- ④ その他独自性のある効果的な広報啓発活動

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、上記の①から③までの内容以外の独自性のある効果的な広報啓発事業を実施すること。

（例）

- ・ 全国里親会等の全国的な団体や委託児童への支援等に取り組む団体との連携
- ・ 特別養子縁組制度の普及発展に取り組む団体等、不妊に悩む女性を支援する産科医療機関等、予期せぬ妊娠などの問題に関わる NPO 団体等と連携した広報
- ・ 新聞広告やテレビCM等を活用した広報活動
- ・ 当事者等によるシンポジウム 等

## 第4 事業の実施方法

### 1. 事業実施計画の作成

実施団体は、第3に規定する事業を実施するに当たり、※※※※（子ども家庭庁所管課）課と協議の上、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

### 2. 広報媒体の作成

実施団体は、広報媒体を作成する際には、そのデザインの一部として子ども家庭庁シンボルマークを使用するとともに、※※※※（子ども家庭庁所管課）と随時協議のうえ作成すること。また、※※※※（子ども家庭庁所管課）より作成にあたり協議を

求められた際には、必ず応ずること。

なお、本事業は営利を目的とするものではないことから、実施団体は、自らの宣伝、広告等を目的として、作成した広報媒体に自らの名称を表記してはならないものとする。

## 第5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

## 第6 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

## 第7 その他特記事項

### 1. 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。
- (2) 実施団体が本事業の一部を第三者に委託する際には、※※※※（子ども家庭庁所管課）に事前に協議し、許可を得なければならない。
- (3) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

### 2. 著作権の取扱い

子ども家庭庁及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、里親制度等及び特別養子縁組制度等の広報啓発のため、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。一部のコンテンツ等について期間などの制限をかける必要がある場合は※※※※（子ども家庭庁所管課）と協議のうえ決定すること。

### 3. 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- (1) 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- (2) 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。

- (3) 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- (4) 実施団体は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- (5) 上記を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。